

+

令和5年 第7回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和5年 第7回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和5年7月25日(火)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和5年7月25日 午前8時57分				
	閉会	令和5年7月25日 午前9時59分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	×
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	平川 眞由美	○
	9	坂中 則雄	○	19	山迫 洋一	×
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番 18 番	平川 眞由美	席番 20 番	福岡 剛		
職務のため出席 した者職氏名	局長	中水	事務局次長	宮田		
	主幹兼農地係長	鈴木	主幹兼農地係長	竹之内		
	主幹兼農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番号	氏名	出欠の別	番号	氏名	出欠の別
1	谷宮 誠實	×	9	垣内 りえ子	×
2	竹田 憲男	×	10	立根 重信	×
3	今市 光則	×	11	道山 幸治	○
4	熊野 廉太郎	×	12	脇田 祐二	×
5	原田 純一	○	13	春田 豊美	×
6	田尾 昭三	×	14	中之内 瑞穂	×
7	坪田 則義	×	15	工藤 雅彦	×
8	池袋 良子	×	16	山下 直樹	×

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第41号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第42号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について</p> <p>議案第43号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第44号 非農地証明願の承認について</p> <p>議案第45号 農用地利用集積計画決定について</p> <p>議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名 について</p> <p>議案第47号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表について</p>
-----------------------	---

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和5年第7回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。山下昭一委員、山迫委員から欠席の届出がございました。</p>
会場	委員	<p>日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番18番平川委員と、席番20番福岡剛委員を指名いたします。よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思ひますが、御異議ございませぬか。</p>
事務局	宮田	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よつて会期は、本日1日限りと決定いたします。</p>
事務局	宮田	<p>日程第3、休会中の報告を行います。報告に先立ち、事務局より発言を求められておりますので、発言を許可します。</p>
事務局	宮田	<p>休会中の報告に先立ち、議案書4ページのあつせん成立資料について、補足して説明いたします。このあと、成立の報告をいただきます番号12番及び番号13番につきましては、それぞれ令和5年第2回、第3回定例総会であつせん委員の指名を議決いただいたものでございませぬ。あつせん委員の選任時期、今回のあつせん成立に際し提出いただきましたあつせん調書に記載された活動回数等からも、方々への働きかけがされたことは十分に認識できるところでございませぬ。</p>
事務局	宮田	<p>また、農業委員、農地利用最適化推進委員のほとんどの方々が、それぞれの地域で農業に従事されている農業者であることを踏まえませぬと、譲受人になり得る立場であることから、譲受人とあつせん委員が結果として同一人物になることは想定されるところでございませぬ。</p>
事務局	宮田	<p>一方で、議案書に掲載された成立資料のみを見ませぬと、譲受人とあつせん委員が同一人物となつてゐることで委員等を優先したあつせんではないかなどといった不要な疑義を生じさせる恐れがあることも認識してゐませぬ。</p>
事務局	宮田	<p>そのことを踏まえ、第5回定例総会終了後の研修会におきまして、居住地を踏まえた担当地域を考慮したあつせん委員の選任に際しましては、譲受人になり得る可能性等を考慮いただき、あつせん委員の変更等の申出をお願ひしたところでございませぬ。</p>
事務局	宮田	<p>今定例総会の開催に向けた議案打合せにおきまして、譲受人とあつせん委員が同一人物となつてゐませぬ今回の成立案件につきましては、譲受人以外へのあつせん活動が実施されたという客観的事実があつせん調書等からも確認できること、農地を処分したいという申出者の意向等を踏まえたあつせん成立に至つたものであるとの認識の共有を図つたところでございませぬ。</p>
事務局	宮田	<p>そのため、譲受人とあつせん委員が同一人物となつた今回のあつせん成立案件につきましては、その経緯等を共有いただき、御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	宮田	<p>今後は、疑義を防止するためにも指名されたあつせん委員相互で、譲受人になり得る可能性等を考慮いただき、議案受領時点での委員変更の事前申出等について認識を共有いただきますようお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	<p>このことについて、御意見等はございませぬか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 それでは最初に、あっせんの経過につきまして、脇田廣昭委員の報告を3件まとめてお願いします。
委員	脇田廣昭	3月の総会で依頼のありました〇〇さん申出分の2筆のうち1筆についてあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページのあっせん成立資料12番でございます。 所在、地目等は資料のとおりですが、場所は市役所松山庁舎より県道110号塗木大隅線を泰野方面へ2.8kmほど進み左折し、市道中山・豊留線を豊留方面へ1km進んだ先を左折し、200m進んだ右側に位置します。 譲受人は、松山町新橋にお住まいの〇〇さんです。〇〇さんは認定農家で、両親と総頭数90頭を飼養する酪農を営んでおります。農機具は搾乳ロボット1台、トラクター、飼料収穫機一式等を保有されております。〇〇さん宅からは、車で1分の距離にあります。あっせん価格は、畑2,860㎡が10a当たり20万円の総額57万2,000円でした。あっせん委員は工藤委員と私、脇田でした。 〇〇さん申出分の残りの1筆については、土地の形状が細長く、また、数年前に法面等が少し崩落した形跡もあり、厳しい状況でした。4か月ほど活動を継続してきましたが、本人の了承も得ましたので、今回で打ち切りとさせていただきます。 続きまして、同じく、3月の総会で依頼がありました〇〇さん申出のあっせんが成立しましたので、報告いたします。議案書4ページのあっせん成立資料13番です。 所在、地目等は資料のとおりですが、場所は市役所松山庁舎より県道110号塗木大隅線を泰野方面に2.8kmほど進んだ市道中山・豊留線を豊留方面1.2km進み左折し、150m進んだ右側に位置します。譲受人は、番号12番の譲受人と同じ〇〇さんですので、説明は割愛させていただきます。あっせん価格は、畑3,484㎡が10a当たり20万円の総額69万6,800円でした。あっせん委員は工藤委員と私、脇田でした。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。ただいま、脇田廣昭委員から〇〇さん分の1筆につきましてあっせん打ち切りの報告がありましたが、報告のとおり打ち切りとすることに御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。よって、〇〇さん申出分の1筆につきましては、報告のとおり打ち切りといたします。次に、上野委員の報告をお願いいたします。
委員	上野	6月の総会で依頼のありました〇〇さん申出のあっせんが成立しましたので、報告いたします。 所在、地目等は資料のとおりですが、場所は蓬原小学校の正門前を菱田方面に約750m行った信号機を右折し、宇都中学校方面に1.6km行った先を右折、80mほど行った左側の2筆目、3筆目に位置します。

	<p>譲受人は、志布志町安楽の〇〇、代表取締役〇〇さんです。水稻、人参を主に栽培されております。農機具につきましては、トラクター6台、コンバイン2台、人参の堀取機2台を保有されています。〇〇さんの自宅からは、車で10分のところにあります。あっせん価格は、田3,977㎡が10a当たり35万円の総額139万円でした。あっせん委員は立根委員と私、上野でした。</p>
<p>議長 委員</p> <p>萩迫 神宮司</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、神宮司委員の報告をお願いいたします。</p> <p>2月の定例総会で依頼のありました〇〇さん申出分につきましては、活動を続けて参りましたが、価格面での折り合いがつかず、申出人の了承を得ましたので、あっせん活動を打ち切りたいと思います。</p>
<p>議長</p> <p>萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。ただいま、神宮司委員から〇〇さん申出分につきましては、あっせん打ち切りの報告がありましたが、報告のとおり打ち切りとすることに御異議ございませんか。</p>
<p>会場 議長</p> <p>委員 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、〇〇さん申出分のあっせんにつきましては、報告のとおり打ち切りといたします。次に、平川委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>委員</p> <p>平川</p>	<p>5月の総会で会長より依頼のありました〇〇さん申出分については、話がまとまりそうですので、8月の総会で報告できると思います。</p>
<p>議長 委員</p> <p>萩迫 坪田</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、坪田委員の報告をお願いいたします。</p> <p>3月の定例総会で依頼のありました〇〇さん申出のあっせんが成立しましたので、報告いたします。</p>
<p>議長</p> <p>萩迫</p>	<p>所在、地目等は議案書4ページ番号15のとおりです。場所は、田之浦郵便局から県道110号塗木大隅線を四浦方面へ約600m進んだところを右折し、道なりに約400m進んだ突き当たりになります。</p> <p>譲受人は、志布志町安楽の〇〇、代表取締役〇〇さんで、主に牧草、飼料、ピーマンを栽培されており、和牛200頭ほどを飼養されています。農機具は、トラクター30台、自動車60台を保有されています。〇〇の事務所からは、車で約15分の距離にあります。あっせん価格は、畑6,367㎡で総額20万円でした。あっせん委員は、山迫委員と私、坪田でした。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について報告いたします。6月28日、鹿屋市で開催されました大隅地区農業委員会連絡協議会総会に、7月4日、事務局での月例の事務打合せ、午後から鹿屋農業高等学校で開催されました農業後継者育成対策協議会総会に、それぞれ出席しました。</p> <p>7月8日、曾於市で開催されましたJAそお鹿児島合併30周年記念式典に、7月10日、市役所志布志庁舎で実施されました志布志市農業公社研修生修了式・受入式のほか、家族経営協定式、新規就農者励ましの会にそれぞれ出席いたしました。7月12日、事務局での議案打合せを行いました。</p> <p>次に、日程第4、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。</p> <p>今回は、8件の申請でございます。まずは、6ページ、番号46番を審議いたします。神宮司委員の報告をお願いいたします。</p>

委員	神宮司	<p>会長より依頼のありました番号46を報告いたします。譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さん69歳です。譲受人は同じく、安楽にお住まいの〇〇さん40歳です。申請地は、議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道63号志布志福山線の大迫橋から県道523号志布志有明線に入り、市役所有明庁舎方面へ約750m進み左折、190mほど進んだ先を右折し、道なりに110mほど進んだ右側に畑が1筆あります。さらに、道なりに進んだ先にあるエース総合運輸株式会社志布志営業所から約600m進んだ先を右折し、80m進んだ両側に4筆の田があります。譲受人宅から車で約3分以内のところにあります。</p> <p>〇〇さんは兼業農家で配偶者と2人で水稻を栽培しており、申請地にもすでに水稻が作付けしてありました。また、トラクター1台、軽トラック1台を保有しています。親子による贈与、受贈となっております。取得後の経営面積が50a未満であるため、下限面積要件撤廃後の現地調査における確認シートと営農計画書が添付されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2号各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号47番を審議いたします。安楽委員の報告をお願いいたします。
委員	安楽	<p>会長より依頼のありました番号47を報告いたします。譲渡人は、福岡県筑紫野市にお住まいの〇〇さんで、譲受人は志布志町帖にあります株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、県道3号日南志布志線を志布志から串間方面へ向かい、市道横峯・横尾下線の三差路から串間方面約150m進んだ先の右側にあります。法人事務所からは、1分で目の前になります。</p> <p>株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と従業員3人で、甘藷、キャベツ、じゃがいもを主に栽培しており、申請地にも甘藷を作付ける予定とのことで、既に甘藷が作付けられておりました。また、トラクター4台、管理機3台、トラック7台を保有しており、新たに管理機1台を導入予定とのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、7ページ、番号48番を審議いたします。同じく、安楽委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	安楽	<p>会長より依頼のありました番号48を報告いたします。譲渡人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんです。兄弟間による贈与、受贈の関係になります。申請地は議案書に記載されているとおりですが、申請地の場所は県道3号日南志布志線を志布志から串間方面へ向かい倉園集落入口を左折し、約100m先をまた左折し進むと、左側に倉園集落の公民館があります。そこから西へ500m進み右折し、50m進んだ左右に1筆ずつ位置しております。譲受人宅からは、車で約3分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは兼業農家で、牧草を主に栽培されておりました。申請地にも牧草を作付けされる予定とのことでした。また、トラクター1台を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号49番を審議いたします。坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号49を報告いたします。譲渡人は、大阪市住吉区にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町野井倉にお住まいの〇〇さんです。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所はJAあおぞら本所から北へ150m進み四差路を右折し、300m進んだ古木建設前を左折し、100m進んだ左側で、譲受人宅前になります。</p> <p>〇〇さんは、水道工事、建設業との兼業農家で、62㎡の田についてはビワが植栽してあり、残りの2筆についてはすでに、早期水稲が作付けされており、今後も早期水稲を作付けする予定とのことでした。また、農機具は耕運機1台を保有しておりますが、早期水稲の作付けに係る作業は、農業公社等に委託しながら、作付けを管理していくとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議</p>

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号50番を審議いたします。同じく、坂中委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	坂中	<p>会長より依頼のありました番号50を報告いたします。譲渡人は、有明町蓬原にお住まいの〇〇さんで、譲受人は有明町野井倉の株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。申請地は議案書に記載のとおりで、申請地の場所は県道513号宮ヶ原大崎線沿いの蓬原小学校から大崎方面へ1.7km進み点滅信号を右折し、500m進んだ四差路を左折、200m進んだ左側にあります。法人事務所からは、400mのところにあります。</p> <p>株式会社〇〇は農地所有適格法人で、代表者と従業員6人で繁殖牛113頭の多頭飼育経営をしており、申請地には飼料作物を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台、タイヤショベル、モアを各1台、2tトラック2台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、8ページ番号51番を審議いたします。吉野委員の報告をお願いいたします。</p>
委員	吉野	<p>会長より依頼のありました番号51を報告いたします。譲渡人は、鹿児島市星ヶ峯にお住まいの〇〇さん79歳で、譲受人は志布志町安楽にお住まいの〇〇さん64歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は有明町蓬原の馬場病院跡地前を通過して、農業公社前の三差路を左折し、200m進んだ右側の茶園の奥になります。譲受人宅から15分のところにあります。</p> <p>〇〇さんは認定農業者で、夫婦と長男の3人でお茶と水稻を主に栽培しており、申請地にはサツマイモが作付けされていました。農機具は、茶の摘採機、防除機のほか、トラクター2台と耕運機2台、田植機等を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくをお願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>

会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号52番を審議いたします。永屋委員の報告をお願いいたします。
委員	永屋	会長より依頼のありました番号52を報告いたします。譲渡人は、沖縄県那覇市にお住まいの〇〇さん67歳で、譲受人は有明町野神にお住まいの〇〇さん70歳です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は、有明町野神の野神小学校より南西に4kmほどの草野丘の西側の麓に位置します。譲受人宅からは徒歩で1分のところにあり、申請地の横に譲受人の牛舎があります。 〇〇さんは認定農業者であり、息子さん夫婦に手伝ってもらいながら繁殖牛30頭を飼育されており、申請地には飼料作物を作付けする予定とのことです。また、トラクター3台のほかロールペーラー等を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、番号53番を審議いたします。福岡裕幸委員の報告をお願いいたします。
委員	福岡裕幸	会長より依頼のありました番号53を報告いたします。譲渡人は、松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、同じく松山町泰野にお住まいの〇〇さんで、親子間での贈与、受贈です。申請地は議案書に記載されているとおりで、申請地の場所は泰野小学校前交差点より県道499号柿ノ木志布志線を南之郷方面に600mほど進んだのはな団地の先を右折、120mほど進んだ先をさらに右折し、100mほど進み左側に直角に曲がる角に2筆、県道110号塗木大隅線のやっちくふれあいセンター入口の手前を左折し50mほど進み、橋の手前を右折、川沿いを60mほど進んだ住宅地の隣地に1筆、さらに、川沿いに120mほど進み橋を渡り右折し、川沿いを50mほど進んだ3筆目に位置します。さらに、泰野小学校前交差点より県道499号柿ノ木志布志線を南之郷方面に1kmほど進んだ左手道路下の2筆ですが、1筆で管理されています。いずれも譲受人宅から車で5分以内のところにあります。 〇〇さんは兼業農家であり、親子で水稻、甘藷を主に栽培しており、申請地には、水稻と甘藷を作付けする予定とのことです。また、トラクターやトラック等を保有されています。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。御審議方、よろしくをお願いいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 議長	委員 萩迫	(会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議 ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって日程第4、議案第41号、農地法第3条の規定による許可申請につい ては、原案のとおり決定いたしました。
委員	上野	次に、日程第5、議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見 についてを議題といたします。 11ページ、番号15番を審議いたします。現地を調査された上野委員の報告 をお願いします。 議案第42号番号15について、報告いたします。調査日は7月7日、調査委 員は原田委員、橋口委員と私、上野でした。総会資料は7ページから10ペー ジで、始末書も添付されております。 譲渡人は、志布志市有明町蓬原にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志 布志市志布志町安楽の株式会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、 〇〇さん本人でした。 申請地の場所、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及 び総会資料のとおりです。場所は、肆部合集落の信号から蓬原方面に約800m 行った田尾橋を渡り右折し、50m行った左側になります。用途区分の変更目 的は、農業用倉庫です。 申請地の農地区分は、農用地域内農地ということで、農用地利用計画で指 定された用途に供するための転用許可も可能です。 以上のことにより調査委員協議の結果、用途区分の変更をしても問題ない のではないかとこの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願いいたし ます。
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし) 御意見もないようですので、お諮りします。用途区分の変更を認めること に、御異議ございませんか。
会場 議長	委員 萩迫	(会場 異議なし) 異議なしと認めます。 よって、日程第5、議案第42号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意 見については、計画変更を認めるよう市長に提出することに決定いたしまし た。
委員	永屋	次に、日程第6、議案第43号、農地法第5条の規定による許可申請につい てを議題とします。 はじめに、13ページ、番号33番を審議いたします。現地を調査された永屋 委員の報告をお願いいたします。 議案第43号番号33について報告します。調査日は7月7日、調査委員は神 宮司委員、道山委員と私、永屋です。総会資料は、11ページから13ページに

		<p>なります。</p> <p>譲渡人は、鹿児島市上竜尾町にお住まいの〇〇さんほか2名です。譲受人は、志布志市志布志町志布志の有限会社〇〇、代表取締役〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、市道昭和・弓場ヶ尾線を曾於地域公設地方卸売市場から北へ420m進み左手に50m進むと、右手に〇〇があります。その敷地の東側に位置します。転用目的は、従業員の駐車場です。排水は、南側の側溝へ流します。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号34番を審議いたします。現地を調査された道山委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第43号番号34について、報告いたします。調査日は7月7日、調査委員は、神宮司委員、永屋委員と私、道山で事務局より2名の同行でした。総会資料は、14ページから16ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町志布志にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、市道六月坂・安良線を安楽方向へ進み、町原交差点信号の北側にあるドライブスルー薬局に隣接する北側に位置します。転用目的は、サッカー、バスケット練習場です。</p> <p>申請地の農地区分は、10ha以上の広がりもなく土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p> <p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、番号35番を審議いたします。現地を調査された神宮司委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第43号番号35について、報告します。調査日は7月7日、調査委員は</p>
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	道山	
議長	萩迫	
会場	委員	
議長	萩迫	
委員	神宮司	

		<p>永屋委員、道山委員と私、神宮司です。事務局より2名の同行がありました。</p> <p>譲渡人は、奈良県北葛城郡王寺町舟戸にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料17ページから19ページのとおりです。場所は、市道昭和・弓場ヶ尾線にある曾於地域公設地方卸売市場から北方向へ750m進んだ天水組の道路向かいに位置します。転用目的は一般住宅で、生活排水は合併浄化槽、雨水は既存の道路側溝への自然流下です。その他として、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、80代と高齢になった譲渡人は、奈良県在住のため今後の土地利用が見込めず、管理もできないため売却するものです。現在実家に住んでいる譲受人が申請地を購入し、自宅を建築するという事です。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の広がりもなく、土地改良事業も入っていないため、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、14ページ、番号36番を審議いたします。番号36番は、令和5年第4回定例総会の議案第24号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号6番で審議されましたところの5条申請でございます。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号37番を審議いたします。番号37番は、令和5年第1回定例総会の議案第2号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号2番で審議されましたところの5条申請でございます。
		これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号38番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いいたします。
委員	橋口	議案第43号番号38について、報告します。調査日は7月7日、調査委員は、上野委員、原田委員と私、橋口です。

		<p>譲渡人は、有明町野神にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町原田にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりです。場所は、野神小学校から県道523号志布志有明線を北へ450m進んだ左側に位置します。転用目的は、貸農業用倉庫、貸車両置場です。排水は、東側の道路の側溝を利用するというものでした。</p> <p>申請地の農地区分は10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し、農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われる。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第6、議案第43号農地法第5条の規定による許可申請については、転用を認めるよう県知事に進達することに決定いたしました。</p>
委員	原田	<p>次に、日程第7、議案第44号非農地証明願の承認についてを議題とします。16ページ、番号11番を審議いたします。現地を調査された原田委員の報告をお願いいたします。</p> <p>議案第44号番号11について、報告いたします。調査日は7月7日、調査委員は上野委員、橋口委員と私、原田です。申請人は、志布志町安楽にお住まいの〇〇さんです。立会人は、代理人の〇〇さんでした。</p> <p>申請地の所在、地目、面積、周囲の状況等については、それぞれ議案書及び総会資料のとおりでございます。場所は、有明町蓬原にある野井倉大橋から市道グリーンロード志布志線を西に220m進み右折し、市道下水流線を550m進んだ右側に位置します。</p> <p>申請地は平成26年に相続されてから一度も耕作していないとのことでした。申請地の3分の1には杉、雑木が、残りの3分の2には、コサングケが生い茂っており、とても耕作できる状況にはないと思われました。また、畑かん施設がありましたが、総会資料26ページに畑かん施設工事承認申請書が添付してあります。</p> <p>以上のことにより調査委員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地と判断しても問題ないとの意見の一致をみました。御審議方、よろしく願いいたします。</p>
議長 会場 議長	萩迫 委員 萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p> <p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認め、非農地と承認す</p>

<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>ることに御異議ございませんか。 (会場 異議なし) 異議なしと認めます。</p>
<p>事務局 宮田</p>	<p>よって、日程第7、議案第44号非農地証明願の承認については、非農地と承認することに決定いたしました。 次に日程第8、議案第45号農用地利用集積計画決定についてを議題とします。はじめに、農用地利用集積計画のうち、所有権の移転について事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>議案第45号農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いたします。議案書18ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。 公告日は、令和5年7月31日で、面積は田が4,827㎡、畑が4,588㎡となっております。所有権を移転する者は4人、所有権の移転を受ける者は、3人で売買によるものです。 所有権移転の詳細につきましては、議案書19ページと20ページに掲載してございますので、お目通しください。 以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願います。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がありました所有権の移転について、審議いたします。まずは、19ページ番号11番から、20ページ番号14番までと、18ページの総括表につきまして、何か御意見ございませんか。 (会場 なし)</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>御意見もないようですので、お諮りいたします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
<p>会場 委員 議長 萩迫</p>	<p>(会場 異議なし) 異議なしと認めます。次に、利用権の設定及び転貸について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 桑水</p>	<p>議案第45号農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、21ページから44ページとなっております。まずは、議案書21ページの利用権設定の総括表をご説明いたします。 公告日は令和5年7月31日で、始期は令和5年8月1日となります。設定期間が、3年から20年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。 利用権の設定面積は、田が3万1,133㎡、畑が10万984㎡、樹園地が5万1,363㎡で、合計しますと18万3,480㎡となり、うち更新分は5万8,863㎡となっております。利用権の設定をする者の数が43名で、利用権の設定を受けようとする者の数が21名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より22名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、22ページから39ページの明細表をご確認ください。 次に、利用権の転貸について、議案書40ページの総括表でご説明申し上げます。</p>

		<p>公告日は令和5年7月31日で、始期が令和5年8月1日であります。設定期間は、5年から10年で、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。</p> <p>地目別の内訳は、田が1万2,243㎡、畑が2万6,521㎡で、合計しますと3万8,764㎡となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の1名、利用権の転貸を受けようとする者は9名であります。詳細につきましては、41ページから44ページの明細表をご確認ください。</p> <p>以上で、議案第45号、農用地利用集積計画決定の利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。御審議方、よろしくお願いたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がありました利用権の設定について、これより審議に入ります。</p> <p>22ページ番号1番から、23ページ番号4番については、〇〇委員に関係がございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇〇委員には、ここで退席をお願いいたします。</p>
議長	萩迫	
会場		(〇〇委員 退席)
議長	萩迫	それでは番号1番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号2番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号3番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に番号4番について、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。ここで、〇〇委員の入室を許可いたします。
会場		(〇〇委員 入室)
議長	萩迫	次に、23ページ番号5番から、39ページ番号45番までと、21ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議

会場 議長	委員 萩迫	<p>ございませんか。</p> <p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。次に、転貸について審議に入ります。41ページ番号1番から、44ページ番号11番までと、40ページの総括表について審議いたします。これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これを認めることに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第45号農用地利用集積計画決定については、原案のとおり決定いたしました。</p>
事務局	宮田	<p>次に日程第9、議案第46号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第46号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、ご説明いたします。議案書46ページをお開きください。</p> <p>番号15の申出者は、志布志町内之倉にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、橋口委員、谷宮委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号16の申出者は、有明町野神にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、平川委員、垣内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号17の申出者は、有明町伊崎田にお住まいの〇〇さんで、〇〇さんを代理人とする売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、面積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、平川委員、中之内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。御審議方、よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 なし)</p> <p>御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。</p>
会場 議長	委員 萩迫	<p>(会場 異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第46号農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第10、議案第47号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題とします。事務局の</p>

説明を求めます。

それでは議案第47号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてご説明いたします。これまで農業委員会の活動状況等につきましては、当該年度の目標及びその達成に向けた活動計画を総会で審議、議決し、1年間の活動を踏まえた活動計画に対する実績等を点検評価として、総会で審議、議決いただいたところでございます。今回の法改正等を踏まえ、最適化活動の目標の設定等を表題とした内容に改定されたことに伴い、実績等の確認につきましても、今回提案させていただいた表題、様式に改定されたところでございます。それでは改定された様式に従い令和4年度実績を整理いたしましたので、説明させていただきます。

議案書48ページをご覧ください。農業委員会の現在の体制、農家、農地の概要等でございます。様式につきましては若干の見直しがされておりますが、記載されている事項等に大きな変更等はございません。それぞれ表記した数字等につきましては、米印の注釈に従い、統計調査等の結果のほか、現状を掲載させていただいております。

議案書49ページをご覧ください。最適化活動の実施状況でございます。(1)の農地の集積に係る①の現状及び課題、②の目標に対し、③で令和4年度の実績を掲載しております。新規集積面積につきましては128.6haの目標に対し、120.6ha、農地面積につきましては6,300ha、集積面積の累計につきましては3,644ha、集積率につきましては57.8%、目標に対する達成状況は97.8%で、概ね目標を達成できたと判断できる結果となっております。農地の集積に係る委員会の点検結果としましては、関係機関のデータを引用した実績把握となっているため、関係機関との連携を密にしながら取り組んで参りたいと考えております。また事務局内におきましては、委員の皆様と連携した効果的な取り組みの在り方等について検討していきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いたします。(2)の遊休農地の発生防止・解消に係る①の現状及び課題、②の目標に対し、ページをめくっていただき、50ページ、③で令和4年度の実績を掲載しております。対象面積につきましては目標の31.8haに対し、25.4haの実績となり、達成率は79.9%となっております。④のその他につきましては、利用状況調査、利用意向調査に係る実績を掲載しております。遊休農地の発生防止解消に係る委員会の点検結果としましては、遊休農地等の所在している状況や意向調査の結果等を踏まえ、今後策定予定の地域計画案に向けた目標地図に反映させるとともに、農地以外の粗放的利用の可能性等について検討していく必要があると考えております。(3)新規参入の促進に係る①の現状及び課題、②の目標に対し、ページをめくっていただき、51ページ、③で令和4年度の実績を掲載しております。新規参入者への貸付同意等を得た上で公表した農地面積につきましては、目標の56.3haに対し、59haの実績となり、達成率104.9%となっております。新規参入者の状況につきましては、数値目標等はございませんが、9経営体で取得農地面積が7.7haとなったところでございます。新規参入の促進に係る委員会の点検結果としましては、貸付同意の得られた農地に

係る情報等の関係機関等での共有に努め、参入環境の向上を図るとともに、集積、集約を図っていく必要があると考えているところでございます。

続きまして、最適化活動でございます。(1)最適化活動を行う日数目標は月10日でございます。(2)活動強化月間の設定に係る①の目標に対し、②の実績は記載のとおりとなっているところでございます。ページをめくっていただき、52ページ、(3)新規参入相談会への参加につきましては、目標2回に対し、実績も2回となっており、目標の達成状況につきましては記載のとおり期待どおりの結果が得られたと考えております。

ページをめくっていただき53ページ、事務の実施状況でございます。総会等の開催実績農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務につきましては、令和4年度実績を記載してございます。4の違反転用への対応に係る実績としましては、5.4haの解消となっております。

1ページ戻っていただきまして、52ページ、推進委員等の点検評価結果につきましては、4段階での評価となっておりますが、本農業委員会におきましては、活動日数等を踏まえた評価結果が、目標に対して期待をやや下回る結果となったところに、30名の委員の方が含まれておりますので、今後につきましてはここを少しでも上げていく必要があると感じているところでございます。このことにつきましては、問題意識を共有していただき、皆様のご活躍をお願いしたいと思っております。

以上で、議案第47号令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についての説明を終わります。御審議方、よろしくお願い申し上げます。

議長 萩迫

ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、何か御意見ございませんか。

会場 委員

(会場 なし)

議長 萩迫

御意見もないようですので、お諮りします。これで決定することに、御異議ございませんか。

会場 委員

(会場 異議なし)

議長 萩迫

異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第47号、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、提案のとおり決定いたしました。

以上で全日程終了いたします。これで本日の会議を終了いたしました。ご苦労さまでした。

上記会議の経過は、事務局長中水が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証明するため署名する。

議 長

委 員

委 員